

## 4 輪の軽自動車の重課および軽課について

### 『環境負荷の大きい車両に対する特例措置（重課）』

初めて車両番号の指定を受けてから **13 年を経過した車両**については、平成 28 年度以後、「重課後税率」が適用されます。（動力源または燃料機関の燃料が電気等の車両および被けん引車は除きます）

※平成 28 年度は、初度検査年月が「平成 14 年」以前の車両が対象となります。

重課後税率			初度検査年月から 13年経過した車両
区分			
軽自動車 (4 輪)	乗用	営業用	8,200 円
		自家用	12,900 円
	貨物用	営業用	4,500 円
		貨物用	6,000 円

### 『環境負荷の小さい車両に対する特例措置（軽課）』

初度検査年月が「平成 27 年 4 月」から「平成 28 年 3 月」までの車両で、排出ガス、燃費性能の優れた車両については、平成 28 年度の 1 年間に限り、「軽課後税率」が適用されます。

区分	電気自動車等（※①）	ガソリン車・ハイブリット車（※②）			
		平成 32 年度燃費基準＋ 20%達成車 (貨物車は＋ 35%達成車)	平成 32 年度燃費基準達成車 (貨物用は＋ 15%達成車)		
軽自動車 (4 輪)	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
	貨物用	営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
		自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円

※①電気自動車および天然ガス自動車（ポスト新長期規制から NOx（窒素酸化物）10%低減）

※②ガソリン車・ハイブリット車は、いずれも平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車（★★★★低排出ガス車）に限ります。



問合せ先 役場住民課資産税係 ☎ (574) 2213

## 軽自動車税の税率が変わります

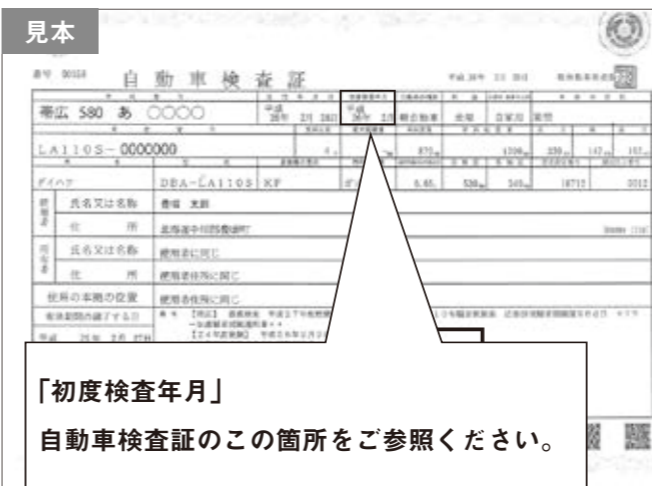
税制改正により、平成 28 年度から軽自動車税の税率（年額）が変更されます。

### 原動機付自転車・2 輪の軽自動車等

区分		平成 27 年度までの 税率	平成 28 年度からの 税率
原動機付 自転車	総排気量が 50cc 以下のもの、 または定格出力が 0.6kw 以下のもの	1,000 円	2,000 円
	総排気量が 50cc を超え 90cc 以下のもの、 または定格出力が 0.6kw を超え 0.8kw 以下のもの	1,200 円	2,000 円
	総排気量が 90cc を超え 125cc 以下のもの、 または定格出力が 0.8kw を超えるもの	1,600 円	2,400 円
	ミニカー 3 輪以上で車室を備えたもので、総排気量が 20cc を超え 50cc 以下のもの、または定格出力が 0.25kw を超えるもの	2,500 円	3,700 円
軽自動車	2 輪（総排気量が 125cc を超え 250cc 以下のもの、側車付を 含む）、トレーラー	2,400 円	3,600 円
小型特殊 自動車	農耕作業用	1,600 円	2,000 円
	その他	4,700 円	5,900 円
2 輪の小型自動車（総排気量が 250cc を超えるもの）		4,000 円	6,000 円

### 4 輪の軽自動車

自動車検査証に記載されている初度検査年月により、異なる税率となります。（初度検査年月は、初めて車両番号の指定を受けた年月を示す項目です）



- ①初度検査年月が「平成 27 年 3 月」以前の車両で、次項に示す『環境負荷の大きい車両に対する特例措置（重課）』に該当する場合は、「重課後税率」が適用されます。
- ②初度検査年月が「平成 27 年 4 月」以後の車両で、次ページに示す『環境負荷の小さい車両に対する特例措置（軽課）』に該当する場合は、「軽課後税率」が適用されます。

### 4 輪の軽自動車税率

区分	初度検査年月			
	平成 27 年 3 月以前の車両	平成 27 年 4 月以降の車両		
軽自動車 (4 輪)	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円
		自家用	7,200 円	10,800 円
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円
		自家用	4,000 円	5,000 円